

法学分野の参照基準検討分科会（第2回）議事要旨

1. 日時 平成23年4月19日（火） 13:30～15:30
2. 場所 日本学術会議5階 5-A会議室(1)
3. 出欠 (出席9名) 河野委員長、井上副委員長、河合幹事、吾郷委員、淡路委員、池田委員、井田委員、広渡委員、広田委員、北村委員
(欠席7名) 浅倉幹事、磯村委員、辻村委員、長谷部委員、浦川委員、寺田委員、
(オブザーバー1名)
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 北原委員長

4. 議事

- (1) 開会
- (2) 事務局から人事異動のご挨拶（中澤参事官）
- (3) 前回欠席委員の自己紹介（井上副委員長、吾郷委員、井田委員）
- (4) 本分科会設置の経緯と目的（河野委員長）
- (5) 参照基準策定というアプローチに対して反対の立場からの意見（池田委員）
 - ロースクールは職能研修であり一定の基準はあって然るべきだが、学部教育については無い方が良いのではないか。
 - ① 大学間格差が大きく一つの基準を作ることは難しい。
 - ② 項目やメニューを揃えるよりグレードごとに教育の効果や効率を考える方が重要。
 - ③ 法学教育は市民教育、入門教育、職能教育、職業教育等があり、それぞれ別の基準が必要。
 - ④ 法学とは法律が全てであり他の学問分野とは違い定義をし難い。
- (6) 意見交換
 - アウトプットが職業に繋がっていったというのが出発点であり、有力大学には参照基準は必要ない。平均以下の学生をどうするかが問題。
 - 法学教育によって何が身に付くのかということはプロとして書かなければいけない。抽象的なスタンダードであっても示すことに意味がある。
 - 世界に対して学ぶ意義のようなものを説明しなければいけない時代になってきている。何らかの学問的な基準が基礎にあるべきではないか。
 - 公正や正義という基準でバランス良くシステムを理解し整理して議論するという能力が法学教育の神髄。同時に知識をどこまで覚えるかという問題もあるが、それは参照基準とは関係ない。法学を学ぶことで何が身に付くかを同定する。
 - 法科大学院は正解を求める方に走って結論を急ぎ、法学部で養われるような基本的な素養を持っていないのではないか。

- 社会が法学部教育に対して何を期待しているのかを考えることで、自ずと参照基準に何が必要なのかを見出せるのではないか。
- 参照基準は入門・専門学部教育にフォーカスを当てるという整理が良い。
- 質保証枠組み検討分科会の議論では、どこまでが大学かというような差を明らかにする基準は避けた方が良く、本質に沿った内容にすべきとのことだった。
- 刑事手続き、裁判員制度あるいは環境問題などについては今まで以上に教育を行う必要があるのではないか
- 到達目標というよりはある種の共有される固有の知のようなものを見出し、最低基準にならない程度の抽象度を持たせ、幅広く書き分けて欲しい。
- 法学教育はどこまで深く学ぶかという考え方は難しく、法体系全体を捉えるところに非常に苦勞するもの。
- 教育学のサンプルでは3つのアプローチがあるが、幅広く取っても一つを深く掘り下げても最終的には最低限の同じ能力が身に付くというような書き方をしている。
- 法律学の定義について考えると論争になるが、法律学の名前の下に何を学ぶかということについては安定した了解を得られる。
- コンテンツあるいはノーレッジについて一定の基準を立てるとするのは、基本的にやらない方が良く、それは大学が決めるべきことであり、どんなコンテンツであれ、それが部分的であれ、学ぶことを通じて、何を獲得できるのかを見出し合意する。
- 法学というのは権力ゲームから独立した権力を統制する法や原理に関わり、その原理や原則に基づいて議論を展開し、フェアな利益調整を行う能力を養う。
- 法学部教育は、伝統的に職業教育だけに焦点を当てて行われるものではなく、法科大学院を作るからといって不要とはならず、法科大学院の教師の養成のためにも必要であるという議論があった。
- 法学部が必要だというところで議論は打ち止めで、法学部で何を学ぶべきかなどについてまでは議論は行われなかった。
- QAAのベンチマーク・ステートメントについてどなたかにお伺いしたい。
- 静岡大学の藤本教授は中位校で法学を教えたことがあり、また法学部出身の学生の意識調査なども行っている。次回会議への出席を提案する。またその後は特任連携会員として迎えたい。
- 夏ぐらいまでは比較的自由な形で議論をして、共通のコンセンサスを取り、その後文章化して確認作業を行うという流れを考えている。もう1～2回くらい一般的な議論をしたい。